

7 課税標準額等に関する調

			全国計	大都市計	都市計	町村計		
区	分	特 例 率	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千 円)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千 円)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千 円)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千 円)		
決	定 価 格 (A)		283,113,959,373	96,867,685,036	161,351,839,751	24,894,434,586		
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法 第 三 四 九 条 の 三	第9項 (日本放送協会)	1/2	42,322,513	31,709,862	10,048,980	563,671	
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	1/3	6,020,151	-	277,461	5,742,690	
		第11項 (登録有形文化財等)	2/3	3,336,779	-	965,350	2,371,429	
		第15項 (宇宙航空研究開発機構)	1/2	4,872,982	3,426,374	1,254,151	192,457	
			1/3	227,475	-	5,913	221,562	
			2/3	740,965	-	502,350	238,615	
		第16項 (海洋研究開発機構)	1/3	150,249	-	150,249	-	
			2/3	1,117,586	800,850	316,736	-	
		第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3	-	-	-	-	
			4/5	-	-	-	-	
		第19項 (水資源機構)	1/2	26,956	-	26,956	-	
			3/4	39,322	-	33,709	5,613	
		第20項 (特定地方交通線)	1/4	1,507,964	22,443	1,325,705	159,816	
	第22項 (科学技術振興機構)	1/2	168,192	168,192	-	-		
	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	28,184	28,184	-	-		
		2/3	528	528	-	-		
	第24項 (関西国際空港株式会社)	1/2	389,673	-	-	389,673		
	第26項 (信用協同組合等)	3/5	117,901,096	49,112,776	64,904,524	3,883,796		
	第29項 (中部国際空港)	1/2	97,437	-	97,437	-		
	第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	-	-	-	-		
	第32項 (自動車安全運転センター)	1/3	48,160	-	48,160	-		
	第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	-	-	-	-		
	法 附 則 第 一 五 条	第 一 条 三	第1項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	4,309,358	1,910,315	2,354,324	44,719
				7/8	-	-	-	-
			第5項 (特定路外駐車場)	7/8	167,898	-	167,898	-
			第8項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	243,404	61,305	117,912	64,187
			第9項 (外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	1/2	397,543	382,735	14,808	-
				3/5	70,677	70,677	-	-
			第18項 (中核的地方卸売市場構築事業)	2/3	232,837	-	232,837	-
			第20項 (鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人)	3/4	160,930	143,871	17,059	-
			第23項 (並行在来線の譲受資産)	1/2	483,565	-	304,523	179,042
			第26項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	1,188,067	118,964	1,017,478	51,625
			第30項 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等)	1/2	12,476,193	3,177,310	9,254,166	44,717
第31項 (都市利便施設)			1/2	14,195,176	14,195,176	-	-	
第33項 (成田国際空港株式会社)			3/4	284,148	-	284,148	-	
第34項 (国立大学の校舎)			1/2	73,621	-	73,621	-	
第35項 (特定重要港湾施設)			1/2	18,486	4,982	-	13,504	
第36項 (都市鉄道施設及び駅付帯設備)			2/3	99,582	-	99,582	-	
第38項 (特定外貿埠頭指定会社等)			1/2	692,584	692,584	-	-	
	3/5	-	-	-	-			
第40項 (郵便事業株式会社等)	1/2	249,464,172	92,503,271	135,854,168	21,106,733			
第41項 (鉄道事業再構築事業)	1/4	172,550	-	172,550	-			
第43項 (重要無形文化財の公演施設)	1/2	5,169	-	4,146	1,023			
第46項 (特定用途港湾施設)	1/2	-	-	-	-			
法第一五 条三	第2項 (三島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	15,429,237	4,259,538	10,227,642	942,057		
法第一 五 条三	第1項 (三島等に係る承継特例)	3/5	3,810,661	1,779,746	1,819,096	211,819		
	第1項 () 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	13,465,510	3,370,602	8,537,540	1,557,368		
	第2項 (三島等に係る基盤整備事業)	-	920,487	617,997	302,490	-		

区	分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 ら る 額	法 第 一 〇 三 条 附 則 五 第 三 項	第2項 (三島等に係る基盤整備事業) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	29,931	6,533	18,304	5,094
	昭 和 四 十 年 八 月 七 日 附 則 第 三 條 第 二 項 後 段 第 三 項	第3項 (地下道等)	1/2	221,402	210,111	11,291	-
	昭 和 四 十 年 八 月 七 日 附 則 第 三 條 第 二 項 後 段 第 三 項	第10項 (特定地方交通線)	1/4	51,256	-	8,849	42,407
	平 成 十 七 年 附 則 第 六 条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
	平 成 十 七 年 附 則 第 六 条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (日本電気計器検定所)	1/6	192,942	190,684	-	2,258
		第5項 (日本消防検定協会)	1/6	1,003,055	923,858	79,197	-
		第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	-	-	-	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	255,314	79,796	158,426	17,092
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	671,215	212,721	402,870	55,624
		第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
	平 成 十 七 年 附 則 第 十 一 条	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-
	平 成 十 七 年 附 則 第 十 一 条	第9項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1,013,779	1,013,779	-	-
		第8項 (高压ガス保安協会)	1/6	-	-	-	-
		第9項 (日本電気計器検定所)	1/3	468,990	138,516	330,474	-
		第9項 (日本消防検定協会)	1/3	48,895	48,895	-	-
		第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	386,266	243,673	142,593	-
		第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,597,029	522,093	993,493	81,443
平 成 十 七 年 附 則 第 十 一 条	第11項 (高压ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-	
平 成 十 七 年 附 則 第 十 一 条	第23項 (国の機関との共同研究施設)	3/4	677	-	-	677	
	第26項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	-	-	-	-	
平 成 十 七 年 附 則 第 十 七 条	第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,966,042	1,966,042	-	-	
	第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-	
	第11項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	2,471,176	1,595,033	876,143	-	
	第14項 (特定路外駐車場)	5/6	537,584	525,635	-	11,949	
平 成 十 八 年 附 則 第 十 三 条	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	1,006	-	1,006	-	
	第15項 (特定路外駐車場)	2/3	6,509	-	6,509	-	
	第17項 (介護老人保健施設)	7/8	78,780	-	78,780	-	
	第17項 (介護老人保健施設)	7/8	7,059,370	2,931,782	3,333,184	794,404	
	第18項 (外貿埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	244,818	164,367	80,451	-	
	第25項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/5	917,578	806,802	85,120	25,656	
	第27項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	1/2	580,427	-	580,427	-	
平 成 十 九 年 附 則 第 六 条	第2項 (高压ガス保安協会)	2/3	330,763	330,763	-	-	
	第2項 (高压ガス保安協会)	1/2	-	-	-	-	
	第3項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	18,743,848	6,486,848	8,116,694	4,140,306	
	第3項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	5/6	-	-	-	-	
	第4項 (特定自転車駐車場)	2/3	-	-	-	-	
	第5項 (特定路外駐車場)	7/8	56,473	-	56,473	-	
	第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	1/2	-	-	-	-	
平 成 十 九 年 附 則 第 八 条	第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	3/4	3,824	-	-	3,824	
	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	1/2	46,815	-	-	46,815	
	第2項 (特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	58/100	114,998,491	17,155,234	85,313,376	12,529,881	
平 成 十 九 年 附 則 第 八 条	第3項 (特定信用協同組合等が平成19年1月2日から平成22年1月1日までに取得した資産)	58/100	4,488,825	44,505	3,907,451	536,869	

				全国計	大都市計	都市計	町村計
区	分	特 例 率	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
な 課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に る	平 附 則 第 二 十 年 条	第4項 (日本電気計器検定所)	1/2	182,627	118,150	64,477	-
		第4項 (日本消防検定協会)	1/2	-	-	-	-
		第4項 (小型船舶検査機構)	1/2	-	-	-	-
		第4項 (軽自動車検査協会)	1/2	369,196	2,209	294,670	72,317
		第12項 (外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日 までに取得した資産)	1/2	24,770	24,770	-	-
	第17項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	71,851	-	71,851	-	
	平 附 則 第 八 年 条	第4項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	17,224,608	5,838,609	6,667,162	4,718,837
			5/6	-	-	-	-
		第10項 (地下駅火災対策施設)	2/3	-	-	-	-
	平 附 則 第 十 二 年 条	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	2/3	-	-	-	-
		第16項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	4,126	2,541	1,585	-
		第19項 (特定用途港湾施設)	1/2	-	-	-	-
		第20項 (一般廃棄物処理施設)	1/2	1,329,661	-	1,276,710	52,951
		第22項 (鉄道再生事業)	1/4	-	-	-	-
	計 (B)			675,037,986	250,142,231	363,771,235	61,124,520
課 税 標 準 額 (A) - (B)			282,438,921,387	96,617,542,805	160,988,068,516	24,833,310,066	

- 課税標準額等 -